

# 平成24年度 西原町職員採用候補者試験実施要綱

| 職種区分   | 採用人員  |   | 資格  |   |  |   |
|--|---|---|---|---|--|---|
|  | 一般事務職   | 初級A<br>若干名  | 若干名   | ① 学歴 学校教育法による高等学校卒業又は短期大学卒業（平成24年3月卒業見込含む）若しくはこれと同等と認められる者<br>② 年齢 昭和57年4月2日以降生まれの者<br>③ 住所要件 平成23年7月16日以前に西原町に住居登録され、引き続き住所を有する者。（就学等のため一時的に町外に転出した者を含む） |  |   |
| 一般事務職  | 上級B<br>若干名  | 若干名   | ① 学歴 学校教育法による4年制大学卒業（平成24年3月卒業見込含む）若しくはこれと同等と認められる者<br>② 年齢 昭和54年4月2日以降生まれの者<br>③ 住所要件 平成23年7月16日以前に西原町に住居登録され、引き続き住所を有する者。（就学等のため一時的に町外に転出した者を含む）  |   |  |   |
| 保育士・幼稚園教諭職C  | 若干名   | 若干名   | ① 資格免許 保育士資格取得者かつ幼稚園教諭免許取得者（平成24年3月末までに取得見込みを含む）<br>② 年齢 昭和51年4月2日以降生まれの者<br>③ 住所要件 平成23年7月16日以前に西原町に住居登録され、引き続き住所を有する者。（就学等のため一時的に町外に転出した者を含む）   |   |  |   |
| 保健師職D  | 若干名   | 若干名   | ① 資格免許 保健師免許を有する者（平成24年3月末までに取得見込みを含む）<br>② 年齢 昭和51年4月2日以降生まれの者<br>③ 住所要件 平成23年7月16日以前に沖縄県内に住所が登録され、引き続き県内に住所を有する者（就学等のため一時的に県外に転出した者を含む）   |   |  |   |
| 社会福祉士職E  | 若干名   | 若干名   | ① 資格免許 社会福祉士資格を有する者（平成24年3月末までに取得見込みを含む）<br>② 年齢 昭和51年4月2日以降生まれの者<br>③ 住所要件 平成23年7月16日以前に沖縄県内に住所が登録され、引き続き県内に住所を有する者（就学等のため一時的に県外に転出した者を含む）   |   |  |   |
| 技術職F   | 若干名   | 若干名   | ① 学歴 学校教育法による高等学校以上の卒業で下記のイ及びロのどちらかに該当する者<br>イ．学校教育法による短期大学相当又は専修学校専門課程以上の学校で土木工学科、建築工学科、建築設備科又は、農業土木系学科を卒業した者（平成24年3月卒業見込含む）<br>ロ．2級土木施工管理技士又は2級建築士以上の免許取得者<br>② 年齢 昭和51年4月2日以降生まれの者<br>③ 住所要件 平成23年7月16日以前に沖縄県内に住所が登録され、引き続き県内に住所を有する者（就学等のため一時的に県外に転出した者を含む） |   |  |   |
| 2. 欠格事項  | 地方公務員法第16条に該当するものは受験できません。  |   |   |   |  |   |
| 3. 試験  | 第一次   | ① 一般事務職 筆記試験（教養試験2時間、事務適性検査10分）<br>② 保育士・幼稚園教諭職、保健師職・技術職 筆記試験（教養試験2時間、専門試験1時間30分）<br>③ 社会福祉士職 筆記試験（教養試験2時間） |   |   |  |   |
|  | 第二次   | 第一次試験の合格者について次のとおり行う。<br>① 一般事務職、保健師職、社会福祉士職、技術職（作文、個別面接及び集団討論）<br>② 保育士・幼稚園教諭職（個別面接及び実技試験）                 |   |   |  |   |
| 4. 日時及び場所等   | 区分  | 試験日時  | 試験会場  | 合格発表  | 合格発表の方法                                | その他   |
|  | 一次試験  | 平成23年10月16日（日）<br>受付 9:10～9:40<br>開始 10:00  | 西原町中央公民館  | 平成23年11月上旬予定<br>※第一次試験日が変更になった場合はその限りではない。  | 町役場掲示板及び町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。 | 当日台風が襲来し暴風警報が発令され、午前9時現在でバスが運行停止した場合は11月13日（日）に延期します。 |
| 二次試験   | 平成23年11月下旬を予定   | 町立保育所及び町立図書館  | 平成23年12月中旬予定<br>※第二次試験日が変更になった場合はその限りではない。  | 町役場掲示板及び町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。  | 日時、試験会場については、第一次試験合格者あて通知します。          |   |
| 5. 受付期間及び申込方法  | 受付期間 平成23年9月5日（月）～平成23年9月16日（金）午前9時～午後5時15分（土日を除く）<br>申込方法 所定の申込書に必要事項を記入し、総務課へ提出してください。<br>※郵送での受付は、原則認めませんのでご了承ください。  |   |   |   |  |   |
| 6. 最終合格者の取扱い   | 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者がその名簿の中から採用者を決定します。採用候補者名簿記載者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する数を考慮して決定するため、採用数を上回る登録者となり、名簿記載されても採用にならないことがあります。<br>採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成25年3月31日までとします。 |   |   |   |  |   |
| 【お問い合わせ】西原町役場総務課総務課職員係 TEL098-945-5011（内線114、115）<br>西原町ホームページ <a href="http://www.town.nishihara.okinawa.jp">http://www.town.nishihara.okinawa.jp</a> |   |   |   |   |  |   |

## 臨時職員募集のお知らせ（緊急雇用創出事業）

現在、仕事をしていない方などに対し、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するため、下記のとおり臨時職員を募集します。

### 1. 募集資格

平成23年9月末日時点で就業していない者。または、事業開始直前で契約期間が満了し、離職が確実な者。

### 2. 募集人数・採用期間・給与・資格等

※PC(パソコン)操作は、簡易な入力や書類作成等

| 事業名                    | 人数 | 雇用期間                         | 給与     | 担当課      | 資格等       |
|------------------------|----|------------------------------|--------|----------|-----------|
| 1 後期高齢者医療保険制度保険料徴収強化事業 | 1  | 平成23年10月～平成24年3月まで<br>(6か月間) | 時給800円 | 福祉部健康推進課 | 運転免許・PC操作 |
| 2 西原町浄化槽設置実態調査事業       | 3  |                              |        | 総務部町民生活課 |           |
| 3 小那覇工業適地調査台帳整理事業      | 2  |                              |        | 建設部産業課   |           |
| 4 介護保険料徴収強化事業          | 2  |                              |        | 福祉部介護保険課 |           |

### 3. 勤務条件

原則として、勤務日は月曜日から金曜日までの週5日、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで。  
(土曜日、日曜日及び祝日は休み) ◎賞金の支払いは、月の末日締め翌月10日払い。

### 4. 申込期間

9月5日（月）～9月16日（金）午前9時～午後5時（土・日・祝日、屋休み（12:00～13:00）除く）

### 5. 申込方法

所定の申込用紙に記入のうえ、履歴書（写真付）、離職票等を添えて、建設部産業課窓口へ申し込む。

### 6. 申込用紙の配布場所

建設部 産業課 ☎945-4540

## 不発弾処理に伴う交通規制及び避難について

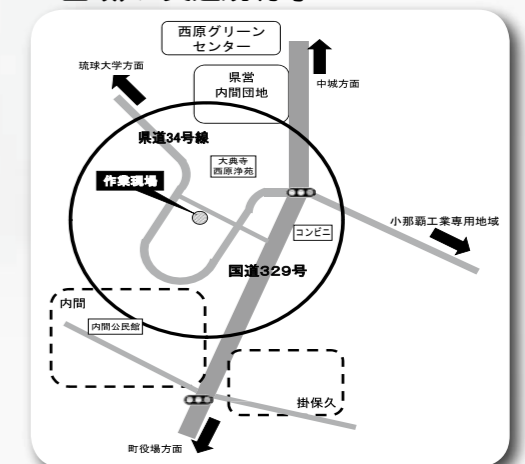
平成23年9月11日（日）に、内間地内で発見された不発弾の処理・撤去作業を行います。処理作業は午後1時頃までかかる予定で、その間、不発弾から半径280メートル以内の範囲は立入禁止となるとともに、その周辺部を含め、国道329号及び県道34号線（西原・宜野湾線）の一部が通行止め等の交通規制となります。ご注意ください。

### 不発弾処理日：平成23年9月11日（日）

#### ①当日の日程

| 項目                 | 時間        |
|--------------------|-----------|
| 対策本部設置             | 午前 9時00分  |
| 避難誘導開始             | 午前 9時15分  |
| 避難誘導完了             | 午前 9時40分  |
| 交通規制開始             | 午前 9時45分  |
| 交通規制完了             | 午前 9時55分  |
| 不発弾処理開始            | 午前 10時00分 |
| 不発弾処理完了および交通規制解除予定 | 午後 1時00分頃 |

#### ②当日の周辺の避難区域（立入禁止区域）、交通規制等



#### ③避難場所：西原東小学校・内間公民館・掛保久公民館

お問い合わせ 総務部総務課 ☎945-5011